

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

## 目次

### 規則

○秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則（百九・医務薬事課）……………1

## 規 則

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年九月二十九日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第百九号

秋田県立衛生看護学院学則の一部を改正する規則

秋田県立衛生看護学院学則（昭和五十四年秋田県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「及び進級等の認定」を「卒業の認定等」に、「第九條」を「第十條」に、「第四章の二 職員及び教員會議（第九條の二・第九條の三）」を「第五章 職員及び會議（第十一條・第十二條）」に、「第五章」を「第六章」に、「第十條」第十四條」を「第十三條」第十七條」に、「第六章 退学、休学及び転学（第十五條」第十九條）」を「第七章 退学、休学、再入学、復学、転入学及び転出（第十八條」第二十二條）」に、「第七章」を「第八章」に、「第二十二條」を「第二十三條・第二十四條」に、「第八章 授業料の減免（第二十一條・第二十二條）」「第九章 授業料の納入等（第二十五條」第二十七條）」を「第十章 個人情報保護（第二十八條）」に、

第十一章 自己点検及び評価（第二十九條）

「第九章」を「第十二章」に、「第二十三條」第二十五條」を「第三十條」第三十二條」に、「第十條」を「第十三條」に、

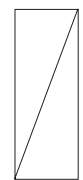
「第二十六條」を「第三十三條」に、「第十一章」を「第十四章」に、「第二十七條」を「第三十四條」に改める。

第一条の見出しを「（設置の目的）」に改め、同条中「（は）」の下に「、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）及び保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。）に基づき」を加える。

### 第三条中

四五人

を



に、

「九〇人」を「四五人」に改める。

第七条第一項中「授業科目及び単位数」を「学生が履修しなければならぬ授業科目、単位数及び時間数」に改め、同条第二項第一号中「十五時間」を「十五時間から三十時間」に、「演習を含む講義については、三十時間」を「看護科二年課程については、十五時間から四十五時間」に改める。

第四章の章名中「及び進級等の認定」を「卒業の認定等」に改める。

第八条第一項中「学修」を「各授業科目の学修」に、「与える」を「与え、これを履修したものと認める」に改め、同条第三項ただし書を削り、同条第四項中「五分の四」を「三分の二」に改め、同条第六項中「学院長が」の下に「別に」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項中「教育上有益と認めるときは、学生が学院に入学する前に学校教育法第一条に規定する大学又は」を削り、「から第三号までに規定する学校、職業能力開発校等若しくは養成施設において履修した授業科目について修得した単位又は学修した内容を」を「の規定に該当する者で学院に入学した者の単位の認定については、社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和六十二年厚生省令第五十号）別表第四に定める基礎分野に限り本人からの申請に基づき個々の既修の学修内容を評価し、学院における教育内容に相当するものと認められる場合には、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 学院長は、放送大学その他の大学若しくは高等専門学校又は次の各号に掲げる資格に係る学校若しくは養成所において別表に規定されている授業科目と同一内容の科目を履修した者の単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学修内容を評価し、学院における教育内容に相当するものと認められる場合には、総取得単位数の二分の一を超えない範囲で学院における履修により修得した単位とみなすことができる。第二十一條により転入学した者についても同様とする。

### 一 歯科衛生士

### 二 診療放射線技師

### 三 臨床検査技師

四 理学療法士  
五 作業療法士  
六 視能訓練士  
七 臨床工学士  
八 義肢装具士  
九 救急救命士  
十 言語聴覚士

第二十七條中「学院長が」の下に「別に」を加え、同条を第三十四條とし、第十一章を第十四章とし、第二十六條を第三十三條とし、第十章を第十三章とし、第二十三條から第二十五條までを七条ずつ繰り下げ、第九章を第十二章とする。

第二十二條中「授業料減免申請書（様式第九号）」を「別に定める様式による授業料減免申請書」に改め、同条を第二十七條とする。

第二十一條中「秋田県立衛生看護学院条例（昭和四十一年秋田県条例第十一号）」を「条例」に改め、同条を第二十六條とし、第八章中同条の前に次の一條を加える。

### （授業料の納入）

第二十五條 学生は、秋田県立衛生看護学院（昭和四十一年秋田県条例第十一号。以下「条例」という。）第四条の規定により、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

第八章の章名中「減免」を「納入等」に改め、同章を第九章とし、同章の次に次の二章を加える。

### 第十章 個人情報保護

### （個人情報保護）

第二十八條 職員は、学院における学生、講師及び職員に関する個人情報、適切な方法で取り扱わなければならない。

### 第十一章 自己点検及び評価

### （自己点検及び評価）

第二十九條 職員は、学院の教育水準の向上を図り、第一条の目的を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第二十条中「学生」の下に「の健康保持のため、学院長は、学生」を加え、同条を同条第一項とし、同条に次の一項を加える。

2 前項に規定する健康診断における検査の項目等については、学院長が別に定める。

第二十条を第二十四條とし、第七章中同条の前に次の一條を加える。

### （出席の停止）

第二十三條 学生が学校保健法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）第十九條に定める伝染病に罹患したとき、罹患した

おそれがあるとき又は罹患するおそれがあるときは、学院長は、その学生に対し出席停止を指示することができる。

第七章を第八章とする。

第十八条の見出しを「(転入学等)」に改め、同条第一項中「転学しよう」を「転入学しよう」に改め、「転入学願(様式第八号)」を「別に定める様式による転入学願」に改め、同条第二項中「第十二条」を「第十五条」に、「転学しよう」を「転入学しよう」に、「第十三条及び第十四条」を「第十六条及び第十七条」に、「転学を」を「転入学を」に改め、同条第三項中「転学しよう」を「転出しよう」に、「あらかじめその旨を学院長に届け出なければ」を「別に定める様式による転出願を学院長に提出し、その許可を受けなければ」に改め、同条を第二十一条とし、第六章中同条の次に次の一条を加える。

(休学等許可通知書の交付)

第二十二条 学院長は、休学、再入学、復学、転入学又は転出を許可したときは、別に定める様式による休学、再入学、復学、転入学又は転出の許可通知書を当該出願をした者に交付するものとする。

第十七条第一項中「第十五条」を「第十八条」に、「再入学願(様式第六号)」を「別に定める様式による再入学願」に改め、同条第二項中「第十三条及び第十四条」を「第十六条及び第十七条」に改め、同条第三項中「復学願(様式第七号)」を「別に定める様式による復学願」に改め、同条を第二十条とする。

第十六条中「休学願(様式第五号)」を「別に定める様式による休学願」に改め、同条を第十九条とする。

第十五条中「退学願(様式第四号)」を「別に定める様式による退学願」に、「提出し、その許可を受けなければ」を「提出しなければ」に改め、同条を第十八条とする。

第六章の章名中「及び転学」を「再入学、復学、転入学及び転出」に改め、同条を第七章とする。

第十四条中「を立てなければ」を「二人を定めなければ」に改め、同条に後段として次のように加え、同条を第十七条とする。

保証人は、父母又は独立の生計を営み保証人としての責務を果たすことができる者とする。

第十三条中「誓約書(様式第三号)」を「別に定める様式による誓約書」に改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十五条とする。

第十一条中「入学願書(様式第二号)」を「別に定める様式による入学願書」に改め、同条を第十四条とする。

第十条第二号を次のように改め、同条を第十三条とする。

二 看護科三年課程 学校教育法第五十六条に規定する大学の

入学資格を有する者

第五章を第六章とする。

第九条の三の見出しを「(会議)」に改め、同条第一項中「重要事項」を「重要事項等」に改め、「教員会議を置く」を「運営会議、教員会議及び入試委員会を設ける」に改め、同項に後段として次のように加える。

運営会議は、最高決議を行う。

第九条の三第二項中「教員会議」を「前項の運営会議、教員会議及び入試委員会」に改め、「学院長が」の下に「別に」を加え、同条を第十二条とし、第九条の二を第十一条とする。

第四章の二の章名中「職員会議」を「会議」に改め、同条を第五章とする。

第九条第一項中「保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条第二項中「専門士」の下に「(医療専門課程)」を加え、同条を第十条とする。

第八条の二第二項中「卒業証書(様式第一号)」を「卒業証書(別記様式第一号及び第二号)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2 欠席の日数が出席すべき日数の三分の一を超える者については、原則として卒業を認めない。

別表を次のように改める。

別表(第七条関係)

一 保健科

| 授業科目        | 単位数 | 時間数 | 摘要 |
|-------------|-----|-----|----|
| 衛生学及び公衆衛生学  | 二   | 三〇  |    |
| 地域看護学       | 二   | 三〇  |    |
| 地域看護学概論Ⅰ    | 一   | 三〇  |    |
| 地域看護学概論Ⅱ    | 二   | 三〇  |    |
| 家族援助論       | 二   | 三〇  |    |
| 地域看護活動方法論Ⅰa | 二   | 三〇  |    |
| 地域看護活動方法論Ⅰb | 二   | 六〇  |    |
| 地域看護活動方法論Ⅱa | 一   | 一五  |    |
| 地域看護活動方法論Ⅱb | 一   | 三〇  |    |
| 地域看護活動方法論Ⅲa | 一   | 三〇  |    |
| 地域看護活動方法論Ⅲb | 一   | 一五  |    |
| 保健指導論Ⅰ      | 一   | 一五  |    |
| 保健指導論Ⅱ      | 二   | 三〇  |    |
| 保健指導論Ⅲ      | 一   | 三〇  |    |

|                        |   |     |              |
|------------------------|---|-----|--------------|
| 地域看護学研究                | 二 | 六〇  |              |
| 疫学・保健統計                | 三 | 四五  |              |
| 疫学・保健統計Ⅰ               | 一 | 三〇  |              |
| 疫学・保健統計Ⅱ               | 二 | 三〇  |              |
| 保健福祉行政論                | 一 | 三〇  |              |
| 保健福祉行政論Ⅰ               | 二 | 三〇  |              |
| 保健福祉行政論Ⅱ               | 一 | 三〇  |              |
| 地域看護学実習                | 三 | 一三五 |              |
| 地域看護学実習                | 一 | 一五  |              |
| 学校保健                   | 一 | 一五  |              |
| 学校保健                   | 一 | 一五  |              |
| 思春期精神保健                | 二 | 三〇  |              |
| 養護概説                   | 二 | 三〇  |              |
| 養護概論                   | 二 | 三〇  |              |
| 栄養学                    | 二 | 三〇  | 食品学を含む。      |
| 栄養学                    | 二 | 三〇  |              |
| 教職の意義などに関する科目          | 二 | 三〇  |              |
| 教職の意義及び教員の役割           | 一 | 一五  |              |
| ・教員の職務内容               | 二 | 三〇  |              |
| 教職概論                   | 一 | 一五  |              |
| 教育の基礎理論に関する科目          | 二 | 三〇  |              |
| 教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想   | 一 | 一五  |              |
| 教育概論                   | 二 | 三〇  |              |
| 幼児・児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 | 二 | 三〇  | 障害児発達心理学を含む。 |
| 発達心理学                  | 一 | 一五  |              |
| 教育課程に関する科目             | 二 | 三〇  |              |
| 教育課程の意義及び編成の方法         | 一 | 一五  |              |
| 教育課程論                  | 二 | 三〇  |              |
| 道徳の指導法・特別活動の指導法        | 二 | 三〇  |              |
| 道徳と特別活動の指導             | 二 | 三〇  |              |
| 生徒指導及び教育相談に関する科目       | 二 | 三〇  |              |

| 家族計画論 | 基礎助産学<br>助産学概論 | 生殖の形態・機能 | 授業科目                    | 単位<br>数 | 時間<br>数 | 摘要                      | 二 助産科 | 合計       | 芸術学<br>芸術学 | 体育<br>体育 | 日本国憲法<br>日本国憲法 | 国際コミュニケーション<br>(英会話) | 国際コミュニケーション<br>(英会話) | 養護実習<br>養護実習 | 総合演習<br>総合演習 | 教育相談と生徒指導        | 生徒指導の理論及び方法・<br>教育相談の理論及び方法 |
|-------|----------------|----------|-------------------------|---------|---------|-------------------------|-------|----------|------------|----------|----------------|----------------------|----------------------|--------------|--------------|------------------|-----------------------------|
|       |                |          |                         |         |         |                         |       |          |            |          |                |                      |                      |              |              |                  |                             |
| 一     | 一              | 一        | 受胎調<br>節実地<br>指導員       | 一       | 三〇      | 受胎調<br>節実地<br>指導員       | 二     | 五<br>六   | 一          | 二        | 二              | 二                    | 二                    | 二            | 二            | 二                | 二                           |
| 一五    |                | 三〇       | 含む。<br>講義を<br>必要に<br>なる |         | 三〇      | 含む。<br>講義を<br>必要に<br>なる |       | 一<br>一七〇 | 一五         | 三〇       | 三〇             | 三〇                   | 九〇                   | 六〇           | 三〇           | セリン<br>グを含<br>む。 | カウ<br>ン                     |

| 助産診断・技術学実習Ⅰ | 助産学実習<br>研究 | 助産管理<br>地域母子保健 | 助産管理<br>地域母子保健 | 健康教育の技法<br>ライフサイクル各期の診断 | 断法 | 周産期にかかわる検査・診<br>断法 | 周産期の異常<br>診断・技術学 | 産じょく期及び新生児期の<br>診断・技術学 | 分娩期の診断・技術学<br>分娩期の診断・技術学 | 妊娠期の診断・技術学<br>妊娠期の診断・技術学 | 助産診断・技術学<br>助産診断・技術学 | 乳幼児の成長・発達<br>母子の栄養 | 母子の心理・社会学 | 二 | 九〇 | 助産師<br>又は医<br>師の監<br>督の下<br>に学生<br>一人に<br>つき正<br>常産を<br>十回<br>程度<br>直接<br>取り扱<br>う実習<br>及び受<br>胎調節<br>実地指<br>導 |
|-------------|-------------|----------------|----------------|-------------------------|----|--------------------|------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------|--------------------|-----------|---|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |             |                |                |                         |    |                    |                  |                        |                          |                          |                      |                    |           |   |    |                                                                                                                |
| 二           | 二           | 一              | 一              | 一                       | 三  | 一                  | 一                | 一                      | 一                        | 一                        | 一                    | 一                  | 一         | 二 | 九〇 | ために<br>必要に<br>なるた<br>めには<br>講義を<br>含む。                                                                         |
|             | 六〇          | 一五             | 三〇             | 一五                      | 九〇 | 三〇                 | 三〇               | 三〇                     | 三〇                       | 三〇                       | 三〇                   | 一五                 | 三〇        |   |    |                                                                                                                |

| 基礎分野<br>科学的思考の基盤<br>哲学 | 教育学<br>情報科学<br>統計学<br>心理学<br>文学 | 人間と人間生活の理解<br>音楽 | 社会学<br>文化人類学<br>人間関係論<br>英語 | 医学英語<br>英会話 | 専門基礎分野<br>人体の構造と機能<br>生物学<br>人体の構造<br>人体の機能<br>疾病の成り立ちと回復の促<br>進 | 栄養学 | 三 看護科三年課程 | 合計   | 助産診断・技術学実習Ⅱ<br>助産診断・技術学実習Ⅲ<br>保健所・市町村実習<br>開業助産師活動実習 | 導員に<br>なるた<br>めには<br>必要に<br>なるた<br>めには<br>講義を<br>含む。 |
|------------------------|---------------------------------|------------------|-----------------------------|-------------|------------------------------------------------------------------|-----|-----------|------|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
|                        |                                 |                  |                             |             |                                                                  |     |           |      |                                                      |                                                      |
| 一                      | 一                               | 一                | 一                           | 一           | 一                                                                | 一   | 三 看護科三年課程 | 三三   | 一 一 四 五                                              |                                                      |
| 三〇                     | 三〇                              | 一五               | 一五                          | 三〇          | 三〇                                                               | 三〇  |           | 一一二五 | 二二五<br>一八〇<br>四五<br>四五                               |                                                      |

|               |   |    |
|---------------|---|----|
| 感染免疫学         | 一 | 三〇 |
| 病理学           | 一 | 三〇 |
| 臨床病態学Ⅰ        | 二 | 六〇 |
| 臨床病態学Ⅱ        | 二 | 六〇 |
| 臨床病態学Ⅲ        | 一 | 三〇 |
| 薬理学           | 一 | 三〇 |
| 臨床心理学         | 一 | 三〇 |
| 社会保障制度と生活者の健康 |   |    |
| 健康科学論         | 二 | 三〇 |
| 公衆衛生学         | 一 | 一五 |
| 社会福祉・社会保障     | 一 | 一五 |
| 関係法規          | 一 | 一五 |
| 保健医療論         | 一 | 一五 |
| 専門分野          |   |    |
| 基礎看護学         |   |    |
| 基礎看護学Ⅰ        | 一 | 三〇 |
| 基礎看護学Ⅱa       | 一 | 三〇 |
| 基礎看護学Ⅱb       | 二 | 六〇 |
| 基礎看護学Ⅱc       | 二 | 六〇 |
| 基礎看護学Ⅱd       | 二 | 六〇 |
| 基礎看護学Ⅲ        | 二 | 六〇 |
| 在宅看護論         |   |    |
| 在宅看護論Ⅰ        | 一 | 三〇 |
| 在宅看護論Ⅱ        | 二 | 六〇 |
| 在宅看護論Ⅲ        | 一 | 三〇 |
| 成人看護学         |   |    |
| 成人看護学Ⅰ        | 一 | 三〇 |
| 成人看護学Ⅱa       | 一 | 三〇 |
| 成人看護学Ⅱb       | 一 | 三〇 |
| 成人看護学Ⅱc       | 一 | 三〇 |
| 成人看護学Ⅱd       | 一 | 三〇 |
| 成人看護学Ⅲ        | 一 | 三〇 |
| 老年看護学         |   |    |
| 老年看護学Ⅰ        | 一 | 三〇 |
| 老年看護学Ⅱ        | 二 | 六〇 |
| 老年看護学Ⅲ        | 一 | 三〇 |
| 小児看護学         |   |    |
| 小児看護学Ⅰ        | 一 | 三〇 |
| 小児看護学Ⅱ        | 二 | 六〇 |
| 小児看護学Ⅲ        | 一 | 三〇 |

| 授業科目         | 単位数 | 時間数 | 摘要 | 合計   | 母性看護学    |
|--------------|-----|-----|----|------|----------|
|              |     |     |    |      |          |
| 基礎分野         |     |     |    |      | 母性看護学Ⅰ   |
| 科学的思考の基盤     |     |     |    |      | 母性看護学Ⅱ   |
| 教育学          | 一   | 四五  |    | 九三   | 母性看護学Ⅲ   |
| 情報統計学        | 一   | 四五  |    | 三〇一五 | 精神看護学    |
| 人間と人間生活の理解   |     |     |    |      | 精神看護学Ⅰ   |
| 心理学          | 一   | 四五  |    |      | 精神看護学Ⅱ   |
| 社会学          | 一   | 四五  |    |      | 精神看護学Ⅲ   |
| 語学Ⅰ(英語・医学用語) | 一   | 四五  |    |      | 臨地実習     |
| 語学Ⅱ(国語表現・手話) | 一   | 四五  |    |      | 基礎看護学Ⅰ・Ⅱ |
| 生活と法         |     |     |    |      | 基礎看護学Ⅲ   |
| 専門基礎分野       |     |     |    |      | 在宅看護論    |
| 人体の構造と機能     |     |     |    |      | 成人看護学Ⅰ   |
|              |     |     |    |      | 成人看護学Ⅱ   |
|              |     |     |    |      | 成人看護学Ⅲ   |
|              |     |     |    |      | 成人看護学Ⅳ   |
|              |     |     |    |      | 老年看護学Ⅰ   |
|              |     |     |    |      | 老年看護学Ⅱ   |
|              |     |     |    |      | 老年看護学Ⅲ   |
|              |     |     |    |      | 小児看護学    |
|              |     |     |    |      | 母性看護学    |
|              |     |     |    |      | 精神看護学    |

|               |   |     |
|---------------|---|-----|
| 解剖学           | 一 | 三〇  |
| 生理学           | 一 | 三〇  |
| 生化学           | 一 | 三〇  |
| 疾病の成り立ちと回復の促進 |   |     |
| 薬理学           | 一 | 三〇  |
| 病理学Ⅰ          | 二 | 六〇  |
| 病理学Ⅱ          | 三 | 九〇  |
| 微生物学          | 一 | 三〇  |
| 社会保障制度と生活者の健康 |   |     |
| 保健医療論         | 一 | 一五  |
| 公衆衛生学         | 一 | 一五  |
| 社会福祉          | 一 | 一五  |
| 関係法規          | 一 | 一五  |
| 専門分野          |   |     |
| 基礎看護学         |   |     |
| 基礎看護学Ⅰ        | 一 | 四五  |
| 基礎看護学Ⅱ        | 四 | 一二〇 |
| 基礎看護学Ⅲ        | 一 | 三〇  |
| 基礎看護学Ⅳ        | 一 | 四五  |
| 在宅看護論         |   |     |
| 在宅看護論Ⅰ        | 一 | 一五  |
| 在宅看護論Ⅱ        | 二 | 三〇  |
| 成人看護学         |   |     |
| 成人看護学Ⅰ        | 一 | 四五  |
| 成人看護学Ⅱ        | 二 | 九〇  |
| 老年看護学         |   |     |
| 老年看護学Ⅰ        | 一 | 三〇  |
| 老年看護学Ⅱ        | 二 | 六〇  |
| 小児看護学         |   |     |
| 小児看護学Ⅰ        | 一 | 三〇  |
| 小児看護学Ⅱ        | 二 | 六〇  |
| 母性看護学         |   |     |
| 母性看護学Ⅰ        | 一 | 三〇  |
| 母性看護学Ⅱ        | 二 | 六〇  |
| 精神看護学         |   |     |
| 精神看護学Ⅰ        | 二 | 三〇  |
| 精神看護学Ⅱ        | 一 | 三〇  |
| 臨地実習          |   |     |
| 基礎看護学         | 三 | 一三五 |

|    |       |    |      |  |
|----|-------|----|------|--|
|    | 在宅看護論 | 二  | 九〇   |  |
|    | 成人看護学 | 三  | 一三五  |  |
|    | 老年看護学 | 二  | 九〇   |  |
|    | 小児看護学 | 二  | 九〇   |  |
|    | 母性看護学 | 二  | 九〇   |  |
|    | 精神看護学 | 二  | 九〇   |  |
| 合計 |       | 六二 | 二二一五 |  |

様式第一号(1)中「様式第一号(1) 卒業証書(第8条の4)」を「別記様式第一号 卒業証書(第9条)」に改め、同様式(2)中「様式第一号(2) 卒業証書(第8条の4)」を「別記様式第二号 卒業証書(第9条)」に、「(看護)」を「(医療)」に改める。  
様式第二号から様式第九号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日の前日に秋田県立衛生看護学院の看護科三年課程に在学している者が履修すべき授業科目、単位数及び時間数は、この規則による改正後の秋田県立衛生看護学院学則別表第三号の表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

発  
行  
者

秋 田 県

購  
読  
料  
金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円（税込）

印  
刷  
所

印  
刷  
者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 062-8766 FAX 063-0005  
E-mail: matsubara@matsubara-ink.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄